

処 分 基 準

令和 5 年 4 月 1 日作成

法 令 等 名	道路交通法
根 拠 条 項	第75条の26第1項
処 分 の 概 要	特定自動運行実施者に対する指示
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	道路交通法第75条の26第2項
処 分 基 準	別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先	交通部交通総務課企画第七係 電話06-6943-1234 内線50263
備 考	